

## 【改葬について】

火葬後に墓地や納骨堂に納めた遺骨を、他の墓地や納骨堂に移すことを改葬といいます。  
改葬する場合は、墓地、埋葬等に関する法律により、改葬許可が必要となります。  
改葬許可証は、現在の墓地や納骨堂のある市区町村長が交付することになっていますので、  
日田市内の墓地や納骨堂から改葬する場合は、日田市環境課で手続きを行ってください。

## 【改葬許可の手順】

現在遺骨を納めている墓地・納骨堂のある市区町村から改葬許可申請書を取り寄せる。



改葬許可申請書に必要な事項を記入する。



現在の墓地・納骨堂の管理者に「現在墓地納骨堂管理者証明欄」に証明をしてもらう。



移転先の墓地・納骨堂の受け入れを証明する書類（使用許可書や権利書の写し、受入証明等）を添付する。



申請者と移転先の墓地・納骨堂の使用者が異なる場合は、墓地等使用者承諾書を添付する。



現在遺骨を納めている墓地・納骨堂のある市区町村へ改葬許可申請書と添付書類を提出する。



市区町村長から改葬許可証の交付を受ける。



移転先の墓地・納骨堂管理者に改葬許可証を提出して納骨する。